

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	鰯ヶ沢町、深浦町 (権利擁護センターあじがさわ)	区分	広域・委託（社協）
キーワード	広域整備、身元保証・日自との連携、検討・専門的判断会議		

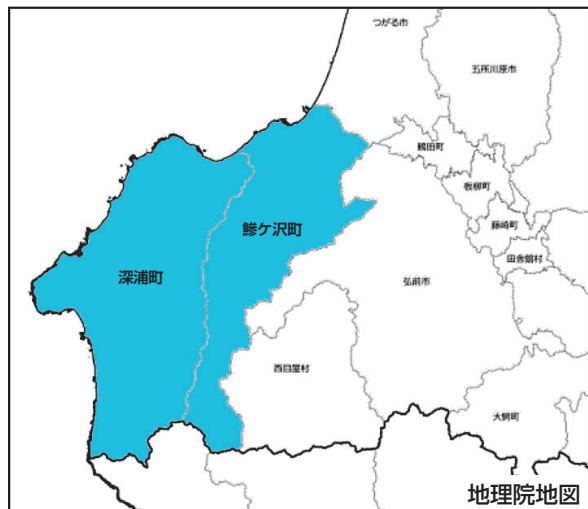
2 町 2 社協による広域整備での保証も含む総合的権利擁護

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	18,047人
面 積	831.98km ²
高齢化率	44.8%
地域包括支援センター	2か所
日常生活自立支援事業利用者数	15人
障害者相談支援事業所	2か所
療育手帳所持者数	240人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	181人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
25人	21人	3人	1人	0人

(2018 (H30) 年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	2件	2件	1件	0件
内 高 齢 者	2件	2件	1件	0件
障 害 者	0件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	0人

(養成数：2018 (H30) 年度末時点。)
(法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

3. 事例のポイント

▶ 2 町 2 社協による中核機関の広域整備

平成22年から自主財源で権利擁護センターあじがさわを設置していた鰯ヶ沢町社会福祉協議会（以降、鰯ヶ沢町社協という）へ中核機関を委託し、2 町 2 社協が権利擁護に関する事業を協働。

▶ 制度利用前から利用後までの検討・判断を実施する「検討・専門的判断会議」

制度利用の決定前から決定時、制度利用後の3段階において、専門職を交えて多機関で検討する「検討・専門的判断会議」を実施。

▶ 「保証」「日自」「成年後見」などによる、総合的な権利擁護の支援

身寄りのない人を地域で支えていくための「地域あんしん生活保証事業」を立ち上げ、判断能力低下前から安心して生活し、適切に成年後見へ移行できる体制を整備。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓口周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2010 (H22) 年	鯉ヶ沢町社会福祉協議会で権利擁護センターあじがさわ設立。(独自事業)
2016 (H28) 年6月～ 2018 (H30) 年10月	成年後見制度利用促進法、国基本計画策定の動きをうけ、2町で勉強会・研修会を実施。 Point 1
2018 (H30) 年 12月まで	2町2社会福祉協議会で、事業内容、事業費の負担割合等について協議。首長に事業説明を行い、財政担当課と協議。 Point 2
2019 (H31) 年 3月まで	条例・規則の制定、成年後見制度利用促進事業実施要項の制定。委託契約書、事業計画書の作成。 Point 3
2019 (H31) 年 4月	2町が権利擁護センターあじがさわ「成年後見制度利用促進事業」をそれぞれ個別に委託し、中核機関を整備。



POINT

Point 1

平成28年度は「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」、平成29年度は「地域連携ネットワークに関する検討会」、平成30年度は「権利擁護研修会」を実施しました。

2社協はすでにそれぞれ法人後見に取り組んでいましたが、頼れる家族が近くにいない人の支援が課題であると感じていたことから、「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」に、最初に取り掛かりました。このことにより、「保証」「日自」「成年後見」の3つから本人にもっとも適した権利擁護支援を提案できるようになりました。

Point 2

財政局や町上層部には、「2町の人口規模、高齢化率が似通っていて、2町2社協が共同でやることのメリットがあること」や、「両町の成年後見制度の利用者数のデータの推移」を使い、共にやることの必要性や効果を説明しました。すでに権利擁護センターあじがさわがあったこと、平成28年度から3年間2町で実践してきた勉強会等の実績により上層部の理解を得ることができました。

Point 3

中核機関整備にあたっては、このほかに成年後見制度利用促進に関する条例の制定や、権利擁護センターを実施するための要綱の整備も、各町で行いました。町の成年後見制度利用促進基本計画については、令和3年度までに、それぞれの町の法定計画に盛り込む形で策定する予定です。

「2町2社協による広域整備」というフレーズを使うのはなぜですか？

鯉ヶ沢町社協に中核機関を委託しているのは2町ですが、深浦町社協も、すでに法人後見に取り組み、権利擁護のスキルをもっていました。

また、地域あんしん生活保証事業等についても、2つの社協が同じ権利擁護の意識で実践をしています。2町2社協の4つがお互いに教えあいながら、権利擁護の実践を進めています。やる！これから始める！という思いを共にもつことで、取り組みを進めることができました。



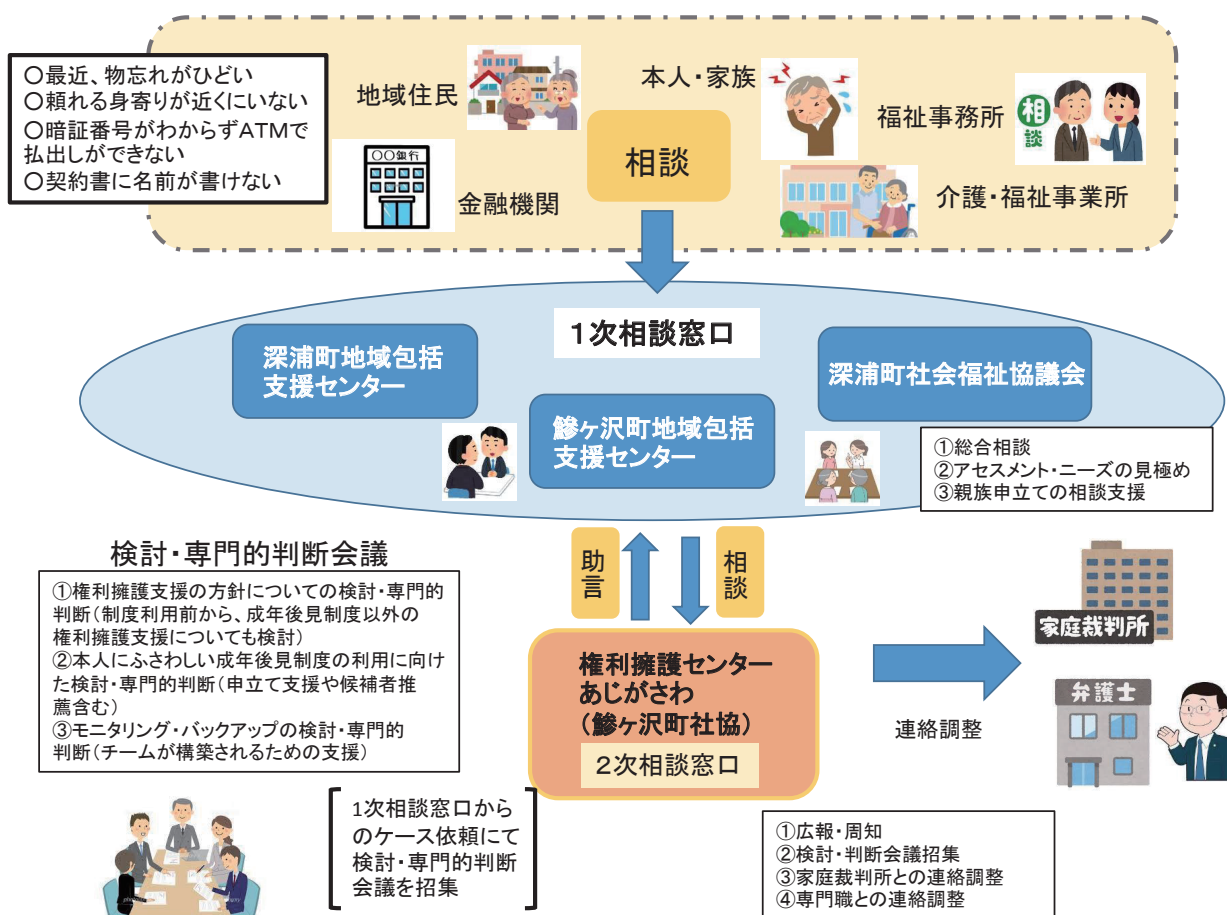
Ⅲ. 鰯ヶ沢町・深浦町における体制の特徴について

1. 2次相談と「検討・専門的判断会議」の招集を行う中核機関

平成22年、鰯ヶ沢町社協内に「権利擁護センターあじがさわ」（以降、権利擁護センターという）が設置され、法人後見等の権利擁護支援を実施していました。成年後見制度利用促進法、国基本計画策定の動きを受け、平成28年度から3年間、権利擁護センター主催で、2町2社協で地域の実情把握、権利擁護支援についての勉強会や研修会、

検討会等を重ね、権利擁護センターの業務内容を再考。そして平成31年4月（令和元年度）、「成年後見制度利用促進事業」を鰯ヶ沢町・深浦町が権利擁護センターへ委託し、地域連携ネットワーク構築に向けた中核機関の誕生となりました。

中核機関は、下記の図のとおり、2次相談と「検討・専門的判断会議」の招集を行っています。



2. 2町2社協による広域整備とその負担割合

2町は、人口規模、高齢化率がほぼ同様で、法人後見実施の事業も連携して行う等、以前より協力関係にありました。中核機関の整備にあたっては、多数の市町村で広域整備とすると、支援の際の移動距離が長くなることや、行政の規模が違うため課題を共有しにくいことが予想されました。また、鰯ヶ沢町社協には、法テラスが併設されており、法律職が常駐していて、連携がとりやすい体制がありました。そこで、既存のセンターの業務を見直すことで、中核機関とすることを決定しました。

センター職員2名は、権利擁護業務以外も兼務

しているので、権利擁護に携わる業務時間を算出してもらい、業務の6割が権利擁護業務に当たることがわかりました。職員の給与の6割を人件費として算出、使用料や賃借料、研修会実施の費用等も細かく積み上げて、予算額を設定しました。

事業費については、人口割合で細かく割ってもほぼ大きな差が生じないため、安定した運営のためにも、2町で折半し300万円ずつ支出することとしました。両町とも一般会計の社会福祉費の社会福祉総務費のところに、委託料で予算計上しています。

3. 地域あんしん生活保証事業や日常生活自立支援事業も含めた総合的権利擁護

センターの権利擁護支援の特徴として、「地域あんしん生活保証事業」「日常生活自立支援事業」「成年後見制度」の3つから、本人に適した支援を提案していることが挙げられます。

人口規模が小さく、高齢化率が高い2町にとっては、入院や入所の際、頼れる家族がいない人への支援は重要な課題でした。判断能力の低下がないときから、必要に応じて成年後見制度へも移行できる一貫した権利擁護支援のための体制を整えたいと考え、平成28年度から始めた勉強会では、先に「地域あんしん生活保証推進プロジェクト」

から取り掛かり、保証機能の検討や、先進自治体視察を行いました。その結果、判断能力が十分な本人と契約し、預託金で死後の事務の問題までカバーしていける「地域あんしん生活保証事業」を創設しました。判断能力が不十分になった場合には成年後見制度へ移行することを契約に明記したうえで、法テラスの弁護士から助言を受けながら、現在6人と契約しています。

そのほかにも、虐待等に関する専門的支援事業や遺言公正証書作成支援事業など、幅広く権利擁護に関する業務を行えるセンターとして位置づけています。

担当者より

2町2社協で総合的な権利擁護支援に取り組むことにより、 $2 \times 2 = 4$ 倍の社会資源が活用できるようになりました。制度のはざまから救うことができるようになり、幅広いきめ細やかな権利擁護支援ができるようになったと感じています。



■参考URL 連絡先

鰯ヶ沢町役場健康ほけん課（地域包括支援センター）
（R2年度からは、ほけん福祉課へ課名変更）
TEL：0173-72-2111
深浦町役場地域包括支援センター
TEL：0173-74-4421
鰯ヶ沢町社会福祉協議会
権利擁護センターあじがさわ
<http://www.ajisyakyo.justhpbbs.jp/jigyounnnsinnjiritu.html>